

繋ぐ機能POIビルに設置する共用L2スイッチの提供方法等に係る 事業者間協議状況について

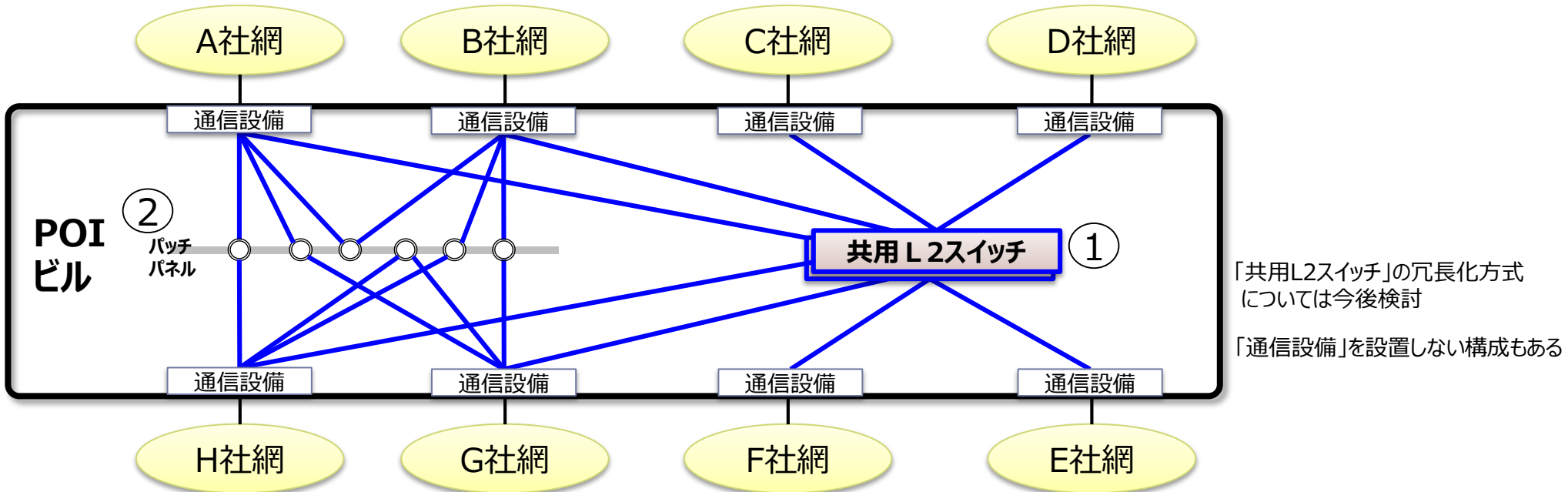
- **「繋ぐ機能POIビル」内の設備構成**については、「PSTNマイグレーションに係る事業者間意識合わせの場」事務局より、第25回電話網移行円滑化委員会（平成29年1月12日）に、参考資料25-1の「**繋ぐ機能に関する事業者間協議の状況（繋ぐ機能POIビル内の設備関連）**」で報告したとおり、「**『共用L2スイッチ』を介した接続**」と「**『共用L2スイッチ』を介さない（パッチパネルを介した）接続**」が**併存する接続構成**になる、とされているところです。＜参考1＞
- その後、一次答申においては、「電話を繋ぐ機能」に関し、（中略）**「繋ぐ機能POIビル」内に設置される通信設備の責任主体のありよう等については、引き続き事業者間協議が進められている**」と言及されたところですが、当該事業者間協議において、**複数事業者から、「NTT東西において継続・安定的に設置・運用・提供してほしい」という要望**が寄せられた一方、**NTT東西からは、「共用L2スイッチをNTT東西が建設／保守受託又は提供する場合、当該共用L2スイッチの費用について、要望事業者が事後的に利用を取り止めた場合にNTT東西が未回収リスクを負うことがないよう、当該要望事業者に全額ご負担いただく」という考え**が示され、**双方の意向を汲んだ解決策を見出すべく、事業者間調整を進めてきました。**
- **当該調整の結果を踏まえ、この度、NTT東西と地域系事業者6社（東北インテリジェント通信、中部テレコミュニケーション、ケイ・オプティコム、エネルギア・コミュニケーションズ、STNet、九州通信ネットワーク）より、第45回事業者間意識合わせの場（平成29年5月16日）に対し、以下の8社共同提案が行われ、同意意識合わせの場において、事業者間協議を行いました。** ＜参考2＞
- その結果、今後、更に詳細検討していく必要はあるものの（例：機器選定・技術条件や保守・運用方法の整理、料金その他の条件、品質維持等の責任範囲、コンソーシアムへの新規参入と撤退が生じた場合の一括前払い費用の精算方法等）、**8社共同提案を前提に具体的検討を進めることで、事業者の意見が一致した**ところです。

≪8社共同提案の内容≫

- ① 共用L2スイッチの利用を要望する事業者がコンソーシアムを形成し、その建設委託費[※]を全額負担し、NTT東西にIRU契約（借主も長期間契約を破棄しない旨を規定）によって貸し出した上で、当該設備を借り受けたNTT東西が長期に亘り安定的に共用L2スイッチに係る役務等を提供。
※自前設置する場合あり
- ② コンソーシアムを形成する事業者が、共用L2スイッチに係る役務等の利用の対価として、共用L2スイッチ使用料および保守・運用費用等を負担。
- ③ 共用L2スイッチに限った特別な接続料精算ルールを設けるのではなく、当該POIビルまでの伝送路に係る費用の接続料精算と同様、当該共用L2スイッチに係る費用については、「接続料原価に含めることを採り得ることを前提に、二者間で真摯かつ丁寧に事業者協議を行っていく」ことによって対処。

- 保守面・構築面において、メッシュ型構成を優位とするか、スター型構成（L2方式）を優位とするかは、各事業者のサービスポリシーや設備運営方針によって区々であるため、実際の接続構成を何れか一つに限定すべきでないことで、各事業者の認識は一致した。
- これを踏まえると、IP網移行後のPOIビルにおける接続構成は、下図の通り、①と②が併存することとなる。
 - ①「共用L2スイッチ」を介した接続、
 - ②「共用L2スイッチ」を介さない（「パッチパネル」を介した）接続
- 何れの接続構成を採用するかについては、接続する2社間の協議で決定されることになる。

<POIビルにおける接続概念図>



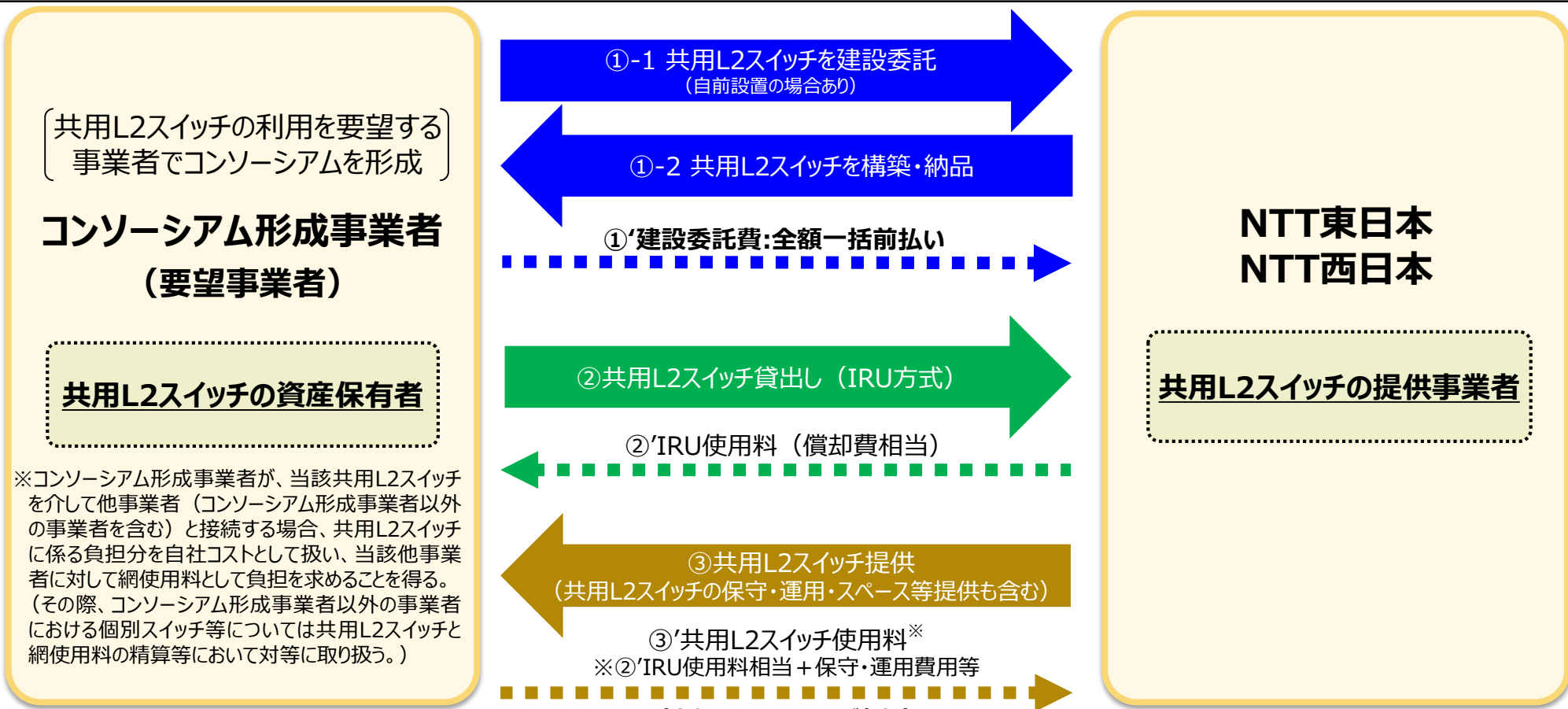
「つなぐ機能」のPOIビルとは、事業者が当該ビルに伝送路等を引き込むことで、他の全ての事業者と接続することが可能となるビルを指すものとする。本資料における議論対象は、当該ビルにおける接続構成となる。

なお、特定の事業者間での合意に基づく当該ビル外での接続を行う自由は確保されるべき。

IRU方式による共用L2スイッチ提供スキームについて

IRU方式による共用L2スイッチ提供利用スキームについて、以下のとおり提案いたします。

- 共用L2スイッチの利用を要望する事業者がコンソーシアムを形成し、その建設委託費を全額負担し、NTT東西にIRU契約（借主も長期間契約を破棄しない旨を規定）によって貸し出した上で、当該設備を借り受けたNTT東西が長期に亘り安定的に共用L2スイッチに係る役務等を提供。
- コンソーシアムを形成する事業者が、共用L2スイッチに係る役務等の利用の対価として、共用L2スイッチ使用料および保守・運用費用等を負担。
- 機器選定・技術条件や保守・運用方法の整理等、共用L2スイッチの提供・使用にあたって必要となる取り決めについては、コンソーシアム形成事業者とNTT東西の間で事前協議して決定。



※コンソーシアム形成事業者が、当該共用L2スイッチを介して他事業者（コンソーシアム形成事業者以外の事業者を含む）と接続する場合、共用L2スイッチに係る負担分を自社コストとして扱い、当該他事業者に対して網使用料として負担を求めることを得る。（その際、コンソーシアム形成事業者以外の事業者における個別スイッチ等については共用L2スイッチと網使用料の精算等において対等に取り扱う。）

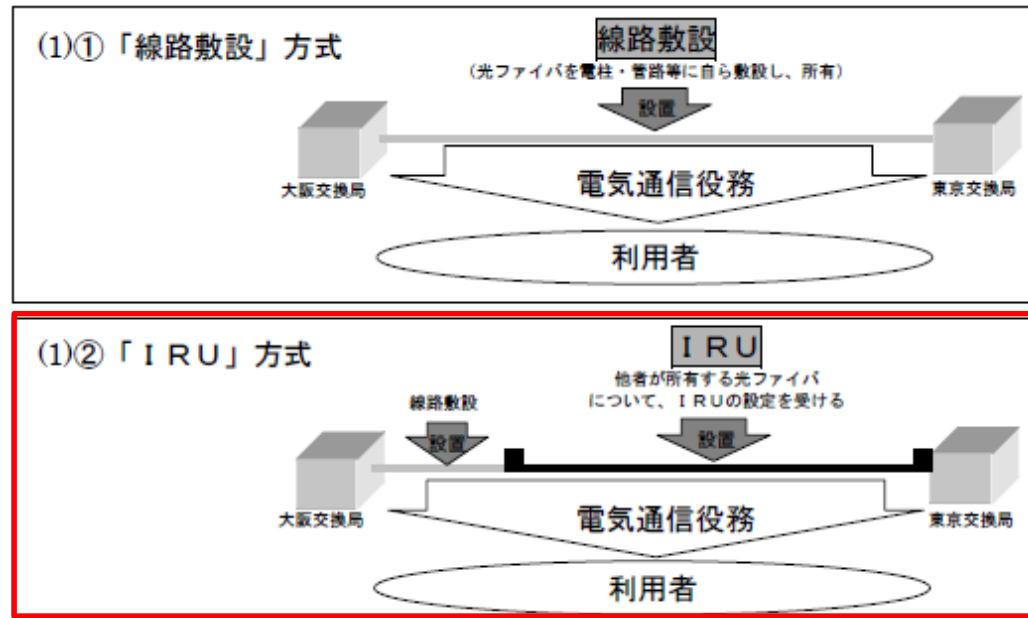
【参考】 IRU方式について

- IRU方式は、地方自治体の負担によるブロードバンド環境整備等、電気通信設備の調達手段の一つとして広く用いられている。

総務省「電気通信事業者のネットワーク構築マニュアル」より抜粋

電気通信事業者のネットワーク構築イメージ

～電気通信事業者が特定区間の光ファイバを調達する場合～



【IRU方式】

他者の所有する光ファイバ等についてIRUの設定を受け、伝送路設備として設置する方式

【IRUとは】

破棄し得ない使用权 (indefeasible right of user) のことをいいます。破棄し得ない使用权とは、契約（契約以外の協定等の形式を含みますが、本マニュアルでは「契約」と総称します。）によって定められ、関係当事者の合意がない限り破棄又は終了させることができない長期安定的な使用权のことです。

他者の所有する光ファイバ等についてIRUの設定を受けた事業者は、当該光ファイバ等を継続的に支配・管理している状態にあると認められます。